

令和2年度 母子寡婦福祉会運営補助金

評価表 NO.

18

所管部課名	市民福祉部子育て支援課	担当者	宮内 智子					
事務事業名	母子寡婦福祉会運営費補助事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、母子寡婦福祉協議会運営費補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和2年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	250千円	0千円	250千円					
	その他の内容	0千円						
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	社会福祉活動の実施回数及び参加人員数	6回/250人	令和7年度					
成果指標②	研修の実施回数及び参加人員数	6回/150人	令和7年度					
補助対象者	薩摩川内市母子寡婦福祉協議会							
補助対象経費	(1)組織の運営に要する経費(役員報酬,食糧費及び慶弔費を除く) (2)母子及び寡婦家庭の福祉に関する活動・研修に要する経費(食糧費を除く) (3)その他社会福祉活動に要する経費(食糧費を除く)							
補助対象事業・活動の内容	母子寡婦福祉会の組織の運営及び研修事業等の実施し、母子家庭及び寡婦家庭の福祉の向上を図る。							
補助金額又は補助率	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
上記項目の積算方法	補助対象経費額の2分の1							
	千円未満の端数切捨て。ただし、毎年4月1日現在の会員数に1,000円を乗じた額以内							
補助を受ける 3年事業の決算 状況等の	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	715,041	68.2%	518,771	58.3%	529,528	61.8%
		会費収入	250,000	23.9%	205,000	23.0%	200,000	23.3%
		事業収入	174,777	16.7%	57,771	6.5%	73,528	8.6%
		寄付金・その他助成	290,264	27.7%	256,000	28.8%	256,000	29.9%
		市補助金	250,000	23.9%	250,000	28.1%	250,000	29.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	83,151	7.9%	121,090	13.6%	77,721	9.1%
	計	1,048,192	100.0%	889,861	100.0%	857,249	100.0%	
	支出	運営費	257,632	24.6%	231,559	26.0%	190,410	22.2%
		活動費	660,970	63.1%	580,581	65.2%	577,159	67.3%
		その他	8,500	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	121,090	11.6%	77,721	8.7%	89,680	10.5%
計	1,048,192	100.0%	889,861	100.0%	857,249	100.0%		
支出計/前年度支出計					84.9%		96.3%	
自己資金/前年度自己資金					72.6%		102.1%	
翌年度繰越金/市補助金	48.4%				31.1%		35.9%	
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	5回/141人		8回/351人		7回/328人			
成果指標の推移②	6回/112人		5回/115人		6回/150人			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦後の寡婦の捉え方と、現在の寡婦の捉え方は変わってきている。補助をすることでの行政の目的を明確にし、目的に沿った団体育成に取り組まれない。 母子寡婦福祉会の会員は母子家庭と寡婦であるが、父子家庭も対象とすることで会の活性化を図ることを検討されたい。 <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化に伴い会員確保が困難な状況にある。 父子家庭への呼びかけも実施されているようだが会員への登録がない。 自立に向けた指導を行ってきたが、高齢化により行政支援を希望されている。 <p>【事業のPR方法】</p> <p>児童扶養手当の現況届時に会員拡大に向けてパンフレットとチラシを配布</p> <p>【費用対効果】</p> <p>【補助事業以外の事業】</p> <p>【その他】</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	この会は母子家庭・寡婦という特定の市民を対象とした組織であり、会員の福祉向上と利益増進に寄与している。最近では、父子世帯や会員外の市民に対しても、活動への参加や相談窓口を設けている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	今日の経済状況の中で、母子・寡婦家庭をめぐる生活環境は厳しい。相談窓口や就業・自立支援等が必要であり、会はその受け皿として関係機関との連携等の役割を果たしている。しかし、会員の高齢化等で自主運営が難しい面もあり、引き続き支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	意識の多様化や母子世帯の多くが就業している中で、若い世代は加入を敬遠しているが、母子世帯・寡婦世帯の福祉向上と拠り所になっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	身近なところで助け合い活動や自立を促進していく為には、同じ様な環境にある者の自主的な運営が望ましい。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	母子・寡婦家庭の支援を地域で身近に行えるということでは、母子寡婦福祉会に補助をすることは適当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助金額については、交付の上限額を定めており、また活動費に充てられるので、妥当性はある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 本市の母子寡婦の福祉向上のための活動に取り組んでいるが、会費等自主財源の増加が見込めないため、現状維持のまま継続する。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 若い年代の会員拡大を図るため、引き続き積極的な広報活動が必要である。		≪まとめ≫

母子寡婦福祉協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる母子寡婦福祉協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 母子寡婦福祉協議会運営補助金に係る補助事業等は、母子家庭及び寡婦家庭の福祉の向上に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、毎年4月1日現在の会員数に1,000円を乗じた額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 母子寡婦福祉協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く）
- (2) 母子及び寡婦家庭の福祉に関する活動・研修に要する経費（食糧費を除く）
- (3) その他社会福祉活動に要する経費（食糧費を除く）

(交付の申請)

第5条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、母子寡婦福祉協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 8 条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 社会福祉活動の実施回数及び参加人員数
- (2) 研修の実施回数及び参加人員数
(補助事業者等の責務)

第 9 条 母子寡婦福祉協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。
(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 母子寡婦福祉協議会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては，平成 19 年度において検討を行い，その結果に基づき，平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。